
EUの食と農

「ヨーロッパ農業モデル」は実現するのか？

市田 知子
Ichida Tomoko

はじめに

ヨーロッパの農業政策は、新大陸諸国であるアメリカやオーストラリアに比べると、農業のもつ歴史性、風土性、また多面的機能を重視していると言われている。いわゆる「ヨーロッパ農業モデル」である。

だが、その一方で、欧州連合（EU）の農業政策、すなわちCAPは長年、農業の近代化や工業化を推し進めてきた。工業化した農業によって、水や土は汚染され、地下水は枯渇し、家畜は物のようにぞんざいに扱われてきた。大規模農場では外国人労働者が安い賃金で働き、冷戦終結後はそれに旧東欧諸国からの移民や季節労働者が加わっている。ヨーロッパ人の肉の消費量は世界平均の倍以上である。日本でも反響を呼んだドキュメンタリー映画*Unser Taglich Brot*（邦題『いのちの食べ方』、ドイツ・オーストリア、2005年）、近年では*Love MEATender*（ベルギー、2011年）などは、ヨーロッパ農業の現実を告発し、その生々しい映像で迫る。

ヨーロッパ全体を覆う、相も変わらずの大量生産、大量消費の体制にCAPも加担してきたことは確かだろう。消費者や生産者のなかには、反旗を翻す者も増えてきた。その現われのひとつが有機農業の伸長である。

CAPは今後、「ヨーロッパ農業モデル」を実現していくのか。小論では、新しいCAP改革と有機農業の動きにも触れながら、この点を探ることにする。

1 EU統合・拡大と共通農業政策

EU加盟国の農業政策は、基本的にEU共通農業政策（CAP: Common Agricultural Policy）として作られ、その後、各国に適用されるというかたちをとっている。

EUの思想は、古くはオーストリア・ハンガリー帝国まで遡るが、直接的には第1次、第2次世界大戦のドイツ対連合国の戦い・殺戮の反省のうえにできたものである。その統合の歴史は1950年代の欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）、ドイツ、フランス、イタリア、ベネルクス3国（ベルギー、オランダ、ルクセンブルク）の6カ国による経済統合（関税の撤廃）に始まる。1970年代には欧州自由貿易連合（EFTA）3カ国（イギリス、アイルランド、デンマーク）、1980年代には南欧3カ国（ギリシャ、スペイン、ポルトガル）、1990年の東西冷戦終結を経て北欧2カ国（スウェーデン、フィンランド）とオーストリア（1995年）、さらに2004年以降は旧中東欧諸国を中心に13カ国が加盟し、現在28カ国、人口約5億6000万人を抱える一大経済圏となっ

ている。

1993年のマーストリヒト条約により、品質基準などの非関税障壁の撤廃や社会統合（人の移動の自由）が進み、「ヒト、モノ、カネの自由移動」を実現する単一市場が発足し、これをもってそれまでの欧州共同体（EC）からEUに名称を変えることになった。2002年には通貨の統合（ユーロ）も実現した。近年ではEU憲法や大統領が検討されるなど政治統合も進められている。

CAPの端緒は1950年代末、先述した6カ国による経済統合の時代に遡る。CAPの目的はまず食料の安定供給と域内農業の保護であった。そのため、最低保証価格（介入価格）を設定し、市場価格がそれを下回った場合、その差額を生産者に対して保証する仕組みが作られた。アメリカ等の輸出国からの輸入農産物に対しては輸入課徴金が徴収された。また、EUの域外に農産物を輸出する際には、域内価格が国際市場価格を上回るため、輸出業者に対して輸出補助金を支払うことにより損失を避けるようにした。これを価格・市場政策と言う。

さらに、東西冷戦体制の固まる1960年代末には、当時の欧州委員会農業担当委員マンズホルトにより、農業の構造調整政策、すなわち市場競争力のある経営を選別して優先的に支援し、そうでない経営に離農を促す政策が構想された。マンズホルト・プランは、1972年に3つの指令に具体化する。「農業経営近代化」指令では、当該地域の非農業従事者と同等の収入が得られるような経営計画をもつ農業者に対して優先的に投資援助をすること、「離農促進」指令では、55歳以上の経営者が離農する際に年金を支給する一方で、彼らが手放した土地を投資援助対象の農業者に提供すること、また「職業訓練と社会・経済的な情報提供の促進」指令では、離農者に対し、農業以外の職業に関する情報提供や職業訓練を行なうことが望ましいとされた。

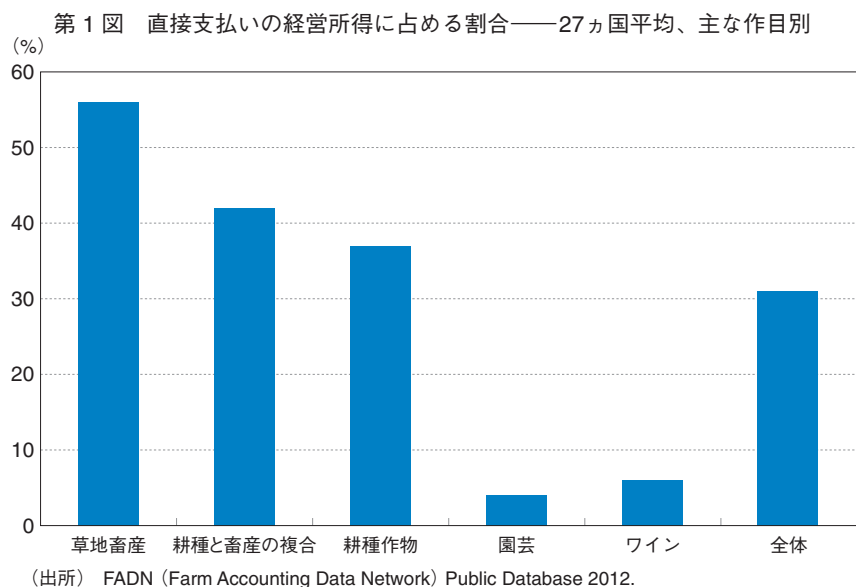
2 1980年代半ば以降のCAP

1960年代に始まるCAPは、その目論見どおり農業の近代化、規模拡大を実現したが、一方で乳製品、穀物、ワインなどの供給過剰をもたらした。

1980年代以降これまで、EU農政はいくつかの転換点を経ている。

第1の転換点は農業政策のなかでの「環境への配慮」である。その背景には農産物過剰に加え、アメリカやオーストラリアなどの輸出相手国との軋轢、さらにドイツほか北部欧州諸国の環境保護グループによる告発、とくに畜産の多頭飼いや農薬、化学肥料の多投が環境を汚染しているという問題提起があった。CAPが追求してきた農業の近代化、大規模化に疑問が投げかけられたのである。それに対する政策変更は限定的であり、「環境面で慎重を要する地域」においてのみ農薬などの使用を控える農業者に対して特別の助成（農業環境政策による環境支払い）を認めるというものであった

第2の転換点は1992年CAP改革（マクシャリー改革）である。その後も続く一連の農政改革の最初のものである。当時、進行中であった関税貿易一般協定（GATT）のウルグアイ・ラウンド交渉（多角的貿易交渉）、とくにアメリカとの間の関税引き下げをめぐる攻防をにらみつつ、マクシャリー農業担当委員を中心に改革案が策定された。その結果、1993年から、EUで



生産された牛肉と耕種作物を対象に価格支持が削減され、代わりに農家に対する直接支払いが導入された。同時に、それまでは特定の地域でのみ認められていた環境支払いがすべての地域に認められるようになった。環境支払いや農業環境プログラムは、加盟国、さらに州などの地方自治体により行なわれ、プログラム数、参加農家数が増大することとなる。

第3の転換点は、EU拡大に向け策定された「アジェンダ2000」である。背景には世界貿易機関（WTO）農業交渉があるが、その主目的は来るべき中東欧諸国の加盟に伴う財政増大に歯止めをかけることであった。EUの歳出に占める割合が最も大きいCAPの上限は2006年までの間、年間405億ユーロ（4兆円強）に抑えられた。農家に対する直接支払いの額にはその経営規模に応じて上限が設けられた。同時に、最低限の環境への配慮を意味する「適切な農業活動」（good agricultural practices）を行なう者だけが直接支払いの申請を行なえるという、クロス・コンプライアンスの考え方が導入された。農業者は窒素肥料の最大投入量、飼養頭数密度など最低限の基準を守らなければ補助金の申請資格が得られない。「適切な農業活動」は、EUがWTO交渉のなかで直接支払いを「緑の政策」として保持するための戦略でもあった。また、「アジェンダ2000」では予算枠組みの再編成が行なわれ、直接支払いが「第1の柱」であるのに対し、農業環境政策および食品安全政策をも含む農村振興政策全般が「第2の柱」として東ねられ、明確に位置づけられた。食品安全政策は、主として当時、欧州に感染拡大していた牛海綿状脳症（BSE）に対して行なわれたものである。

そして第4の転換点である2005年からの農政改革（フィシュラー改革）では、果樹や野菜などの特定の品目を除いて「単一農場支払い」（後述）が導入された。そして、前述のクロス・コンプライアンスの加盟諸国間での統一を目指した。これらの狙いは、直接支払いの支払い額を制限することと、畑作経営と粗放型畜産経営の間の所得均衡、とくに草地での粗放型畜産経営への所得補償を充実させることにより環境保全的にすることであった。第1図に示すように、2012年の時点で直接支払いが経営所得（農場純付加価値）に占める割合は、27ヵ国平均では31%、耕種作物（畑作専業）では37%、草地畜産では56%となっている。

3 ポスト2013年CAP改革

(1) 改革の背景

そして現在、EUは4度目の農政改革に着手している。1980年代を起点とすれば第5の転換点ということになる。「ポスト2013年CAP改革」と称されるこの改革には、かつてのGATTウルグアイ・ラウンド、WTO交渉のような大きな外圧はない。だが、気候変動緩和、食料の安定供給など、地球規模の変動を意識した目標を掲げている。それに伴い環境への配慮にはさらに力を入れている。その目玉は直接支払いの大幅変更、とくに「グリーンング」支払いの導入である。

前述のように、直接支払いは2005年以降、単一農場支払いを原則としている。「単一」とは、作目、収量、地域を問わず、単位面積当たり同額であることを意味する。畑作でも草地利用でも、面積当たり支払い額（単価）を同一に設定し、しかも固定化することである。

また、直接支払いを受けるための条件として「適切な農業活動」を課すという、クロス・コンプライアンスの手法がとられている。「適切な農業活動」は、まずEUの法律で定められている環境、飼料、食品の安全性、動物の健康、動物福祉に関する基準を守ることであり、これらは加盟国全体に適用される。さらに、実際に耕作や栽培にかかわる事項については、国や地方政府が独自に「適切な農業および環境の状態の維持」の基準を定め、土壌の浸食防止、有機質維持、構造維持（農業機械の不適切な利用による土壌圧縮の回避）、景観要素、生物生息域の保護を行なうことになっている。

このような直接支払いは2005年から10年近くも行なわれてきたが、この間、EUは中東欧諸国を加えて28カ国にまで拡大した。それに伴い、加盟国間、とくに新規加盟国と旧加盟国との間で受給額の格差が生じた。それまでの単一農場支払い単価が依然として過去の生産実績に基づいているからである^①。

(2) 改革の概要

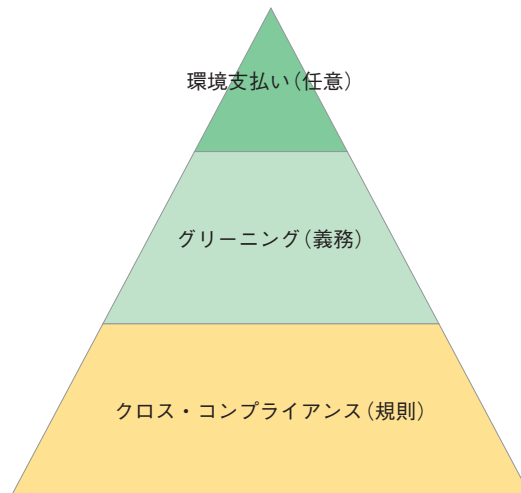
2013年9月、欧州委員会、理事会、および欧州議会はCAPの改革に関する「政治的合意」に達し、同年11月20日に欧州議会で承認され、新しいCAP改革は2014年に開始した。改革のポイントは2つあり、1つは直接支払いの配分を加盟国間および加盟国内で平準化すること、もう1つは直接支払いを基礎的なもの（基礎支払い）と環境保全的なもの（グリーンング）の2段階に分けることであり、いずれも直接支払いにかかわっている。本格的には2015年1月から実施される。その概略は以下のとおりである。

- ① 基礎支払い制度：加盟国は、直接支払いのための国別配分額のうち最大70%から、若年農業者、条件不利地域への助成、再分配支払い^②、品目別支払い（「カップリング」支払い〔生産実績と連動した支払い〕）、小規模農業者支払いを差し引いたものを、基礎支払い制度（BPS）に用いる。新規加盟の12カ国については、簡素化、平準化した単一農場支払いへの移行終了期限を2020年まで延長する。
- ② 加盟国間の格差是正：直接支払いのための国別配分額を徐々に調整する。1ヘクタール（ha）あたり平均支払い額（単価）がEU平均の90%以下である加盟国では、段階的に

増加する。

- ③ 国内の格差是正：過去の実績に基づいて直接支払いを配分している加盟国は、原則として、国または地域内で一律の面積単位にしなければならない。方法としては、国別単価、地域別単価の是正、さらに2019年までに国別・地域別平均単価に達するようにする是正、平均単価の90%を下回る場合は段階的に増やす是正がある。
- ④ 若年農業者への措置（義務）：世代交代を促すために、新規参入の若年農業者（40歳以下）に対し、最長5年間の追加支払いを行なう。国別配分額の2%以内で賄わなければならない。すべての加盟国の義務である。農村振興プログラムの若年農業者向けの政策にも適用する。
- ⑤ 小規模農場への措置（任意）：加盟国は小規模農場への措置を行なうことができる。農場規模にかかわらず、その受給額を500—1250ユーロ／年に設定する。小規模農場はクロス・コンプライアンスの検査、違反に対する制裁、グリーンングから免除され、それにより行政事務を大いに簡素化することができる⁽³⁾。
- ⑥ 「カップリング」支払い（任意）：現在、部門、地域、品目別に行なわれている「カップリング」支払いは、国別配分額の8%まで行なうことができる。
- ⑦ 自然制約区域・条件不利地域（任意）：加盟国政府あるいは地方政府は、自然制約のある区域への追加支払いを国別配分額の5%まで行なうことができる。
- ⑧ グリーニング支払い（義務）：①の基礎支払いに加えて、気候や環境に便益をもたらす農業活動をする農場は、その活動に対してha当たりの支払いを受給することができる。加盟国はそのために国別配分額の最大30%を用いる。これは義務であり、グリーンングに関する要件を満たさないと削減もしくは罰則の対象となる。ただし、有機農業経営にはグリーンングの要件が新たに課されることはない。
- グリーニングの基本的な農業活動（要件）は以下の3つである。
- (ア) 永年草地の維持
- (イ) 作物の多様化：永年草地以外の耕作地が10—30haの場合は最低2作目、30ha以上の場合は最低3作目の作付を行なう。主作物の面積割合は最大75%、主要2作物の面積割合は最大95%とする。
- (ウ) 環境用地（ecological focus area）：耕作地が15haを上回る場合、最低5%を生態系や景観の維持のための区域（耕地周りの空き地、休耕地、生垣、ビオトープ〔生物生育環境の保全・創出〕、キャッチクropp〔ダイコン、カラシナなど、春作物と春作物の間に栽培する作物〕、森林等）として保持しなければならない。
- ⑨ 「第1の柱」と「第2の柱」の間の資金移転：加盟国は直接支払い（第1の柱）のための国別配分額のうち最大15%を農村振興（第2の柱）に移すことができる。これを国や地方とで共同財政負担する必要はない。加盟国は農村振興のための国別配分額のうち最大15%（直接支払い額がEU平均の90%を下回る加盟国では最大25%）を直接支払いに移すことができる。
- ⑧のグリーニング支払いについて付言すれば、前述のようにEUでは1980年代から環境保

第2図 環境保全の三段階



(出所) Overview of CAP Reform 2014–2020, p. 6を参考に筆者作成。

全的な農業を営む農家に対して、農業環境政策、つまり環境支払いを行なっている。EU全体で行なうようになったのは最初の農政改革（1992年のマクシャリー改革）からである。環境支払いの要件は、クロス・コンプライアンスの環境基準だけでなく、より積極的に環境負荷の低減、景観や生物多様性の維持に貢献することであり、環境便益をもたらすことが求められる。たとえば、畜産農家が冬季の畑に家畜糞尿を散布しないことは、直接支払いを申請するうえでは欠かせないことであり、これに反すれば罰則もある。だが、夏場の牧草の刈り取りを通常より遅くして、野鳥の営巣や野草の開花を助けることは法律遵守事項や義務ではなく、環境支払いを受けるための条件である。

グリーンング支払いの導入によって、EUの農家が行なうべき環境保全のレベルは、第2図のように3段階に分かれることになる。ただし、2段階目のグリーンングは小規模経営、果樹などの永年作物経営、そして有機農業経営を除き、義務である。したがって、農家の選択はグリーンングまでか、それを上回る環境支払いまで受け取るようにするか、のどちらかとなる。

また、これまでは環境支払いの対象となっていた作物の多様化なども今後はグリーンングに含まれることによって、環境支払いの水準をさらに高いものにせざるをえなくなっている。たとえば、グリーンング支払い3要件の1つである環境用地（⑧の(ウ)参照）については、区域の種類だけでなく、長さ、面積など、細部に至るまで検討されている。このなかにはすでに加盟国が環境支払いの対象として行なっているものもあり、それとの仕分けが難しくなる。

4 有機農業への影響

今回の農政改革によって、有機農業経営は優遇されている。有機農業経営はそれ自体、環境保全的であることから、まず「第1の柱」の1つであるグリーンング支払いは、通常の慣行農法の経営が守るべき3つの要件、つまり草地の維持、作物の多様化、5%の環境用地確保が免除され、自動的に受け取ることができる。また、有機農業経営に対する金銭的な支援は、従来は「第2の柱」に含まれる農業環境政策（環境支払い）の一部であったが、現在では同じ

「第2の柱」ではありながら、有機農業以外の環境保全型農業からは独立した扱いとなり、支援内容も充実している。

ポスト2013年CAP改革と有機農業の関連について、EUの前農業担当委員であるチオロシユ氏は次のように語っている。

初めて有機農業に関する法律ができた1991年当時は、まじめに取り合わない人たちもいたが、今や市場もネットワークも広がり、有機農業や農業者はヨーロッパ市民の信頼を獲得している。私たちはそれを保持しなければならない。……私は有機農産物に対する追い風が続くと確信している。生産が追いつかないほど需要が伸びているものもある。また、有機農業者は若く、55歳未満の農業者が36%を占め、この割合は全体の平均よりはるかに高い⁽⁴⁾。

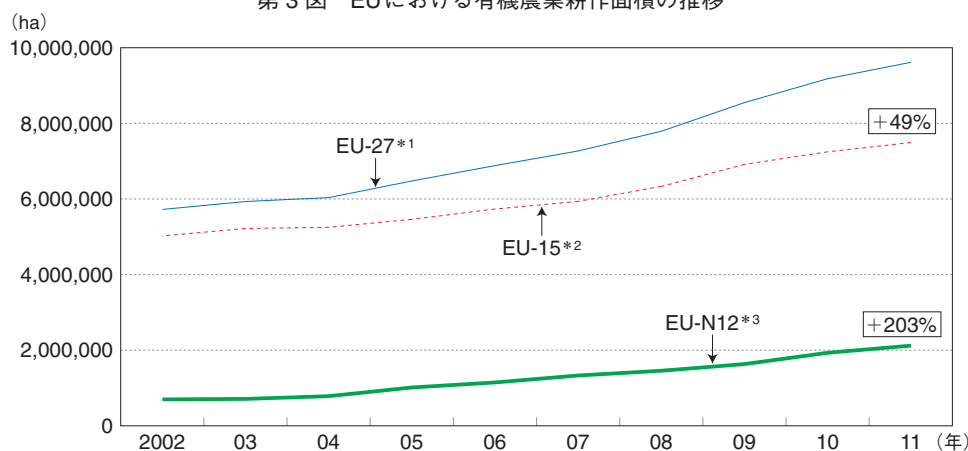
以下では、EUの有機農業の動向を概観したうえで、CAP改革がどのように影響するのかに触れることにする。

(1) 有機農業の伸長

有機農業に関してEUが最初に法律を定めたのは1991年である。この有機農業基準（EEC1991年規則2092、除家畜生産）では、作物生産について、「コンポスト利用、益虫利用などにより土壌の肥沃さと土中に生息する生物の活動を維持すること、化学的に合成された農薬、肥料を原則として使わず、部分的な転換の場合は慣行農法による栽培の場所と明確に区切られること、種子や苗も有機的農法によって生育されたものであること、さらに、有機農産物の販売に際しては、以上のような農法を最低2—3年間続けること」と定められている。その後、1999年に畜産物に関する補足規則（飼料を有機農産物に限ること等）が加わったものの、2007年に畜産物、水産物の基準、さらに遺伝子組み換え作物不使用の規定なども加えた包括的な改正法（EC規則834/2007）が定められ、現在はこれが基本となっている。

有機農業の耕作面積、農業者数はこの10年余りの間、さらに増大している。2011年時点の加盟27カ国全体の耕作面積は960万ha、総面積に占める割合は5.4%であり、過去10年間で毎年50万haずつ増えている。有機農業者は18万6000人を数える。耕作面積、農業者数と

第3図 EUにおける有機農業耕作面積の推移



(原注) Eurostat data on the basis of Council Regulation (EC) N 834/2007 on organic production (online date code: food in porg1).

(注) *1: EU加盟全27カ国、*2: 旧加盟15カ国、*3: 新加盟12カ国。

(出所) European Union, 2013, p. 9.

も、その7—8割は旧加盟の15カ国が占めているが、2004年以降に加盟した12カ国での伸長はめざましい。2001年から2011年にかけて面積では年率13%で増大し（第3図を参照）、農業者数は2003年から2010年にかけて約10倍にも増えている。国別にみると、耕作面積割合が最も高いのはオーストリア（19%）であり、次いでスウェーデン（15.7%）、エストニア（14.1%）などで多いことがわかる⁽⁵⁾。

（2）有機農産物の市場拡大とその要因

有機農産物・食品の売り上げ、市場シェアも、経済の好不況に左右されるものの、確実に伸びている。2011年の付加価値総額は約197億ユーロであり、国別売り上げではドイツ（66億ユーロ）を筆頭に、フランス（36億ユーロ）、英国（19億ユーロ）など、旧加盟国のなかでの北部の裕福な国々が上位を占めている⁽⁶⁾。また、1人当たりの年間購入額ではデンマーク（162ユーロ）が抜きん出ているが、これは高税率にもよるだろう。新規加盟の12カ国では総じて市場規模は小さいが、伸びている国もある。

2006年から2011年にかけて、有機農業耕作面積が38%増えたのに対し、有機農産物の売り上げは56%増加した。増加額ではドイツ、フランスが大きく、両国がEU全体をリードしていることがわかる。

ドイツでの市場拡大には、2001年に導入された共通認証マーク BIO が関係していると思われる⁽⁷⁾。ドイツの有機農業者は多くの場合、「デーメータ」や「ビオラント」などの有機農業者団体に所属し、団体ごとに固有の基準や認証マークを用いている。1991年のEUの有機農業規則に基づき共通認証マークが作られたが、普及しなかった。各団体の基準のほうがEUの基準より厳しかったため、生産者側の反発を招いたからである。一方、消費者側には、スーパーマーケットのプライベートブランドにも地域（州）の生産物にも類似のマークがあったため、混乱を招いていた。

2001年1月、BSE騒動の最中にドイツ連邦食料・農業・消費者保護大臣に就任したキュナストは、有機農産物・食品に対する消費者の理解と購買拡大のために、第4図のような連邦共通の有機認証マーク BIO を提案し、BIOは同年10月から市中に出回った。BIOは、EU基準

第4図 ドイツの有機認証マーク



を満たしていれば任意で表示することができ、所属団体のマークとの併用も可能、検査が無料という点で生産者側にもメリットがある。また、消費者はそれまでのように購買時に迷う必要がなくなる。

BIOの使用には、生産者よりも食品企業、流通業者のほうが積極的であり、年々増加している。日本の有機JASと似た状況にある。2014年6月末時点でのBIOマークを使用している事業者数は4367を数え、2003年の797から大幅に増加している。以下は2010年時点の数字であるが、BIO事業者3724のうち40%が加工専門業者、28%が生産・加工の複合業者であり、生産者の割合は15%にとどまる。また、BIO製

品数6万603（2003年時点1万5951）のなかでは、ホットドリンク類（13%）、茶類（10.5%）、パン・菓子（9.8%）、肉・ソーセージ（8%）の順に多い⁽⁸⁾。

EUの有機農産物市場は今後も拡大するであろう。ただし、ドイツでもフランスでも国内生産ではとても賄えないため、また、輸入業者や加工業者は安い材料を求めるため、新規加盟の旧東欧諸国、アジア、アフリカ、中南米からの輸入が増える一方にある。これら供給側の国々での需要は欧米に比べてはるかに低く、ここでも裕福な先進国が消費するための有機農産物を貧しい途上国が生産している構造による南北問題が生じているのではないだろうか。

(3) 有機農業者の懸念

一方、有機農業者団体は今回のCAP改革を必ずしも肯定的にとらえているわけではない。第1に、加盟国の裁量により、有機農業者であれば自動的に得られる「第1の柱」のグリーンング支払いと引き換えに、これまで「第2の柱」のなかで行なわれている環境支払いが削減あるいは撤廃されるのではないかという懸念である。第2に、「第2の柱」のなかで有機農業支援が他の農業環境政策から切り離され、独立させたことが、EUが狙うところの支援の「強化」ではなく、逆に「停止」や「削減」につながるのではないかという懸念である。総じて、有機農業への支援にはこれまで以上に国による違いが際だつ可能性がある⁽⁹⁾。

また、グリーンング支払いの要件である環境用地の確保についても懐疑的な見方がある。筆者は2013年11月、ドイツ北部のハルツ山地を訪れたが、そこで希少種の肉牛を飼育している若い有機農業者は「優良地の大規模農家は畑作面積を維持したまま、このような条件不利地域の安い農地を借りて環境用地に充てるのではないか」と批判的な見解を示していた。

おわりに

そもそも「ヨーロッパ農業モデル」は1997末、EUが「アジェンダ2000」改革案をまとめる際に考案されたものであった。それは農業の多面的機能を重視し、外部不経済を前提としない農業生産を目指している。現在なお「ヨーロッパ農業モデル」を掲げる意味があるとすれば、その実現のためには数々の問題を解決しなければならない。中東欧諸国の加盟、2010年のギリシャ危機以来、EUのなかでの地域間格差も依然、続いている。さらに、有機農産物市場の拡大が途上国農業のモノカルチャー化を進めることも避けられなければならないだろう。

- (1) 2011年時点での推計によれば、2016年の1ha当たり直接支払い受給額は、旧加盟15ヵ国平均では284ユーロであるのに対し、新規加盟12ヵ国平均では171ユーロとなる。Arlindo Cunha with Alan Swinbank, *An Inside View of the CAP Reform Process: Explaining the MacSharry, Agenda 2000, and Fischler Reforms*, Oxford University Press, 2011, pp. 197–200（邦訳＝市田知子・和泉真理・平澤明彦訳『EU共通農業政策改革の内幕——マクシャリー改革、アジェンダ2000、フィシュラー改革』、農林統計出版、2014年、241ページ）。
- (2) 中小規模経営のための優遇策。国によって基準が異なるが、たとえばドイツでは30haまで適用される。
- (3) およそ3ha以下の経営を指す。EU27ヵ国の直接支払い受給農場の約3分の1は3ha以下の小規模経営である。

- (4) チオロシュ氏が2012年1月19日にオランダの有機農産物フェア (BioVak) 向けに行なったビデオメッセージより。“CAP reform 2014–2020: Provisions for organic farming” (<http://www.organicresearchcentre.com/?go=Policy%20and%20debates&page=CAP%20reform%20-%20provision%20for%20organic%20farming>)、2015年1月20日最終アクセス (以下同じ)。
- (5) “Facts and figures on organic agriculture in the European Union,” European Union, 2013, pp. 11–12 (http://ec.europa.eu/agriculture/markets-and-prices/more-reports/pdf/organic-2013_en.pdf#search='acts+and+figures+on+organic+agriculture+in+the+European+Union').
- (6) EUの委託によるドイツ連邦政府フォン・チューネン研究所の調査研究 (2011年) に基づく。J. Sanders (ed.), *Evaluation of the EU legislation on organic farming*, Thünen Institute of Farm Economics, 2013, p. 21 (http://ec.europa.eu/agriculture/evaluation/market-and-income-reports/2013/organic-farming/fulltext_en.pdf#search='Evaluation+of+the+EU+legislation+on+organic+farming%E2%80%99%2C+Thunen+Institute+of+Farm+Economics').
- (7) 詳細は、市田知子『EU条件不利地域における農政展開——ドイツを中心に』、農山漁村文化協会、2004年、110–112ページ。
- (8) Quartalsbericht zur Nutzung des Bio-Siegels, Juni 2014 (ドイツ連邦食料・農業・消費者保護省報告、2014年6月)ほか (http://www.bmel.de/SharedDocs/Downloads/Landwirtschaft/OekologischerLandbau/QuartalsberichtJuni2014.pdf;jsessionid=83475AA08861A9C66239B0290DC576D1.2_cid296?__blob=publicationFile).
- (9) 前掲“CAP reform 2014–2020: Provisions for organic farming”を参照。

いちだ・ともこ 明治大学教授
<http://www.ichidato.jp/>
ichida@meiji.ac.jp